京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例(令和3年11月15日京都市条例第 10号)(総合企画局情報化推進室)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「デジタル社会 形成整備法」という。)及びデジタル庁設置法の施行による以下の法改正に伴い、規定を 整備することとしました。

- 1 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び個人情報の保護に関する法律の一部改正
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部 改正

上記1に伴う改正はデジタル社会形成整備法第50条の規定の施行の日から、上記2に伴う改正は令和3年11月15日から施行することとしました。

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第 10 号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項」 を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第29条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附則

この条例中第2条第6号の改正規定はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条の規定の施行の日から、第29条の改正規定は公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)